

警察庁資料「STOP! ネット犯罪」より②

～知っていますか？ ネットにまつわる犯罪～

◇ 非行事例

不正アクセスなど子供による犯罪も発生！！

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年（18歳）は、1年以上にわたりSNSに男子高校生（18歳）を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。



たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法：名誉棄損

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生（16歳）は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら（14歳～19歳）は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

不正指令電磁的記録取得

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

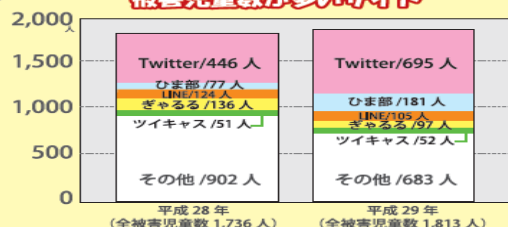
男子高校生（15歳）は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

被害児童数が多いサイト



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫？

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線 LAN (Wi-Fi) でインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストアなど無線 LAN (Wi-Fi) が設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

<参考>・警察庁「STOP! ネット犯罪—知っていますか？ ネットにまつわる犯罪」

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/news_2019_stop_cyber_crime.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp